

山梨県立北病院入院患者等給食業務委託
 プロポーザルに関する質問に対する回答書

山梨県立北病院

質問日：R3. 11. 4

No.	資料名・頁	質問・回答	
1	業務委託実施仕様書 P13 26業務保全基準 (1)	質問	削減措置を回避する為に予定配属人員数以上に人員を配属した場合、月額管理費を上乗せして頂く協議は可能でしょうか。
		回答	業務保全基準以上の人員の配置で、月額管理費増額に係る協議はできません。
2	業務委託実施仕様書 P13 26業務保全基準 (1)	質問	委託期間が3年間となっておりますが、削減措置が長期間続いた場合、受託者側から契約解除の申し出は可能でしょうか。
		回答	山梨県立北病院入院患者等給食業務委託契約書 第22条に記載の通りです。
3	業務委託実施仕様書 P13 26業務保全基準 (2)	質問	軽減措置の判断は勤務計画もしくは勤務実態どちらになりますでしょうか。判断に対し、異議がある場合は請求書発行の前に双方で協議は可能でしょうか。
		回答	削減措置の判断は、勤務実績となります。協議については可能です。